令和７年６月１日現在の条文

○吹田市吏員恩給条例

昭和24年３月29日条例第98号

第１章　総則

（退隠料及び遺族扶助料を受ける権利）

第１条　本市吏員で地方自治法第204条に定める者並にその遺族は、この条例の定めるところにより、退隠料、遺族扶助料（以下「扶助料」という）及退職給与金を受ける権利を有する。

（退隠料遺族扶助料及退職給与金の種類）

第２条　この条例で恩給とは退隠料、扶助料及退職給与金をいう。

２　前項の扶助料とは扶助料及一時扶助料をいう。

３　退隠料及扶助料は年金とし、退職給与金及び一時扶助料は一時金とする。

（年金給与の始期及終期）

第３条　退隠料及扶助料の支給は、これを受けるべき事由の生じた月の翌月からこれを始め、権利消滅の月で終る。

（受給権の除斥期間）

第４条　退隠料、扶助料及退職給与金を受ける権利は、これを受けるべき事由の生じた日から３年間請求しないときは、消滅する。

（受給権の処分禁止）

第５条　退隠料及び遺族扶助料を受ける権利は、これを処分することができない。

（受給権の裁定）

第６条　退隠料、遺族扶助料及退職給与金を受ける権利は、市長がこれを裁定する。

（給料の意義）

第７条　この条例において給料とは、吹田市一般職の職員の給与に関する条例に規定する給料をいう。

第２章　退隠料

（退隠料支給の要件及び年額）

第８条　吏員が次の各号の一に該当したときは、これに退隠料を支給する。

（１）　在職12年以上にして退職したとき。

（２）　職務に因る負傷又は疾病のため、職務に堪えないで退職したとき。

２　吏員が退職の当日又は翌日再就職したときは、これを引き続いた在職とみなし、再退職したと

きに、退隠料を支給する。

第９条　退隠料の年額は、在職12年以上13年未満に対し、退職当時の給料年額（月額の12倍、以下同じ）の４分の１に相当する額とし、12年をこえ30年に至るまで１年ごとに、退職当時の給料年額の60分の１を加給する。

２　前条第１項第２号の場合において、在職12年未満の者に支給すべき退隠料の年額は、在職12年の者に支給すべき退隠料の年額とする。

３　前条第１項第２号の場合においては、負傷又は疾病の程度により、第１項の退隠料の年額にその10分の７以内の額を加給することが出来る。

４　前項の負傷又は疾病の程度及び加給については市長がこれを定める。

（退隠料の再任改定）

第10条　退隠料を受ける者が再就職し、失格原因なくして退職したときは、その退職当時の事実により退隠料年額を算出し、これを前の退隠料年額と比較して、額の多い方を支給する。

（在職年の計算方法）

第11条　吏員の在職年は、就職の月からこれを起算し、退職又は死亡の月で終る。

２　再就職したときは、前職を失格原因なくして退職した時に限り、前後の在職年月数は、これを合算する。

３　退職した月において再就職したときは、再在職の在職年は、再就職の月の翌月からこれを起算する。

（退隠料受給資格喪失原因）

第12条　吏員が懲戒処分により解職せられたときは、退隠料を受ける資格を失うものとする。

（退隠料受給権消滅原因）

第13条　退隠料を受ける権利を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、その権利は、消滅する。

（１）　死亡したとき。

（２）　死刑又は無期若しくは３年を超える拘禁刑に処せられたとき。

（３）　国籍を失つたとき。

（４）　再就職した者が懲戒処分により解職されたとき。

第14条　削除

第３章　遺族扶助料

第15条　この条例において遺族とは、職員の祖父母、父母、配偶者、子及兄弟姉妹であつて、職員

の死亡当時、これにより生計を維持し、又はこれと生計を共にしたものをいう。

２　職員の死亡当時胎児であつた子が出生したときはこれを前項に定める子とみなす。

（扶助料受給の要件及び年額）

第16条　職員が次の各号の一に該当するときは、その遺族に対し扶助料を支給する。

（１）　職務に因る負傷若しくは疾病により、在職中死亡したとき

（２）　在職12年以上の者が在職中死亡したとき

（３）　退隠料を受ける権利を有する者が死亡したとき

２　前項第１号及び第２号の在職年の計算については第11条の規定を準用する。

第17条　扶助料の年額は次の区分による。

（１）　前条第１項第１号の場合においては、第８条第１項第２号の場合に支給せられるべき退隠料年額の２分の１相当額

（２）　同条同項第２号の場合においては、第９条第１項の規定により算出した退隠料年額の２分の１相当額

（３）　同条同項第３号の場合においては、退隠料年額の２分の１相当額

（遺族の順位）

第18条　扶助料は配偶者、未成年の子、父母、成年の子、祖父母の順位に依りこれを支給する。

２　父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

３　成年の子は身体又は精神に障害があつて、生活資料を得る途のないときに限りこれに扶助料を支給する。

４　先順位者であるべき者が、後順位者であるべきものより後に生ずるに至つたときは、その先順位者であるべき者の請求のあつた月の翌月からこれに転給する。

（同順位者２人以上の場合）

第19条　前条第１項及第２項の規定による同順位の遺族が２人以上あるときは、そのうち１人を総代者として扶助料の請求をしなければならない。

（扶助料受給資格喪失原因）

第20条　吏員が死亡した後、遺族が次の各号のいずれかに該当するときは、扶助料を受ける資格を失うものとする。

（１）　子が婚姻したとき若しくは遺族以外の者の養子となつたとき又は子が養子である場合において離縁したとき。

（２）　父母又は祖父母が婚姻したとき。

（３）　第13条第２号又は第３号に該当したとき。

（夫の扶助料受給資格）

第20条の２　夫に支給する扶助料は、その者が60歳に満ちる月まで支給しない。ただし、身体若しくは精神に障害があつて生活資料を得る途のない者又は吏員の死亡の当時より身体若しくは精神に障害のある者については、その事情が継続する限り、これに扶助料を支給する。

（扶助料受給権喪失原因）

第21条　遺族が次の各号のいずれかに該当したときは、扶助料を受ける権利を失うものとする。

（１）　子が婚姻したとき若しくは遺族以外の者の養子となつたとき又は子が養子である場合において離縁したとき。

（２）　配偶者が婚姻したとき又は遺族以外の者の養子となつたとき。

（３）　父母又は祖父母が婚姻したとき。

（４）　第18条第３項に規定する事情にある成年の子については、その事情がなくなつたとき。

（５）　第13条第１号から第３号までのいずれかに該当したとき。

（兄弟姉妹の一時扶助料）

第22条　吏員が第16条第１項各号の一に該当した場合に扶助料を受けるべき遺族がないときは、その吏員の兄弟姉妹が未成年又は身体若しくは精神に障害があつて生活資料を得る途のない場合に限り、これに扶助料年額の２年分に相当する額を一時扶助料として支給する。

２　第19条の規定は、前項の一時扶助料の請求につきこれを準用する。

第４章　退職給与金

第23条　職員が在職３年以上12年未満にして退職したときは、退職当時の給料月額に在職年数を乗じて得た額を退職給与金として支給する。

２　第12条の規定は、前項の退職給与金の支給にこれを準用する。

第24条から第31条まで　削除

第５章　雑則

（金額の端数切上）

第32条　退隠料及び扶助料の年額並に退職給与金及一時扶助料の額の円位未満は、これを円位に満たす。

（災害補償との関係）

第33条　労働基準法第77条の規定による障害補償又はこれに相当する給付であつて、同法第84条第

１項の規定に該当するものを受けた者については、当該補償又は給付を受ける事由の生じた月の翌月から６年間は、退隠料年額のうち第９条第３項の規定による加給額は、これを停止する。

２　労働基準法第79条の規定による遺族補償又はこれに相当する給付であつて、同法第84条第１項の規定に該当するものを受けた者については、当該補償又は給付を受ける事由の生じた月の翌月から６年間は、第17条第１号又は第３号の規定による扶助料年額のうち、同条第２号の規定による扶助料年額相当額をこえる額はこれを停止する。

３　前各項による停止年額が、その者の受けた労働基準法第77条若しくは第79条の規定による補償又はこれに相当する給付であつて同法第84条の規定に該当するものの額の６分の１に相当する額をこえる者については、その停止年額は当該補償又は給付の額の６分の１に相当する額とする。

（未給与の退隠料及遺族扶助料の請求等）

第34条　退隠料又は遺族扶助料を受けるべき権利を有する者が、未だその退隠料又は遺族扶助料の請求をしないで死亡した場合には、遺族又は相続人は自己の名で死亡者の退隠料又は遺族扶助料の請求をすることができる。

２　死亡者の生存中の退隠料又は遺族扶助料であつて支給を受けなかつたものは、これをその死亡者の遺族に支給し、遺族がないときは、その相続人に支給する。

３　前各項の遺族及びその順位は、扶助料を受けるべき遺族及びその順位による。

（条例の施行）

第35条　この条例施行に必要な事項は、市長がこれを定める。

附　則

第１条　この条例は、公布の日からこれを施行し、適用は昭和23年７月１日とする。

第２条　この条例施行の日より退隠料条例、有給吏員遺族扶助料条例及び有給吏員退職並に死亡給与金条例はこれを廃止する。

第３条　昭和15年４月１日現在吹田町、千里町、岸部村及豊津村の有給吏員であつた者には旧町村の在職年数は通算してこの条例の定めるところにより退隠料を支給する。

２　昭和15年４月１日現在吹田町、千里村、岸部村及豊津村の有給吏員として引続き本市に在職した者には旧町村の在職年数は通算してこの条例の定めるところにより、退職給与金を支給する。但し、雇傭員から吏員に任用せられた者で、別の法令又は規定によつて既に支給を受けた者は本例に定める給与から差引支給する。

第４条　削除

第５条　第８条の規定はこの条例施行の月の翌月からこれを適用し、昭和23年７月からこの条例施行の月までは従前の例による。

第６条　この条例施行前に禁錮以上の刑に処せられた者については、なお、従前の例による。

第７条から第９条まで　削除

第10条　昭和26年９月30日以前に給与事由の生じた退隠料及び遺族扶助料については、昭和26年10月分以降、その年額計算等の基礎となつている給料年額にそれぞれ対応する別表の仮定俸給年額を、退職又は死亡当時の給料年額とみなして算出して得た額とする。

第10条の２　昭和28年７月１日現在、大阪市三島郡新田村の吏員で、引続き本市に在職した者には、旧村の在職年数を通算して、この条例の定めるところにより、退隠料及び退職給与金を支給する。

第11条　昭和30年１月１日以降において本市吏員に任用された者及びその遺族については、本条例は適用しない。

第11条の２　昭和30年10月15日現在、大阪府三島郡山田村の吏員で、引続き本市吏員として在職した者には、旧村の在職年額を通算して、この条例の定めるところにより、退隠料及び退職給与金を支給する。

（外国政府職員期間のある者の特例）

第12条　外国政府の官吏又は待遇官吏（以下「外国政府職員」という。）として在職したことのある吏員で、次の各号の一に該当するものの吏員の退隠料の基礎となるべき在職年の計算については、それぞれ当該各号に掲げる外国政府職員としての在職年月数を加えたものによる。ただし、昭和46年９月30日までの間は、外国政府職員となる前の吏員としての在職年、又は公務員（恩給法（大正12年法律第48号）第19条に規定する公務員及び法令により当該公務員とみなされるものをいう。以下同じ。）としての在職年が最短年金年限に達している者の場合は、この限りでない。

（１）　外国政府職員となるため吏員又は公務員を退職し、外国政府職員として引き続き昭和20年８月８日まで在職し再び吏員となつた者　当該外国政府職員としての在職年月数

（２）　外国政府職員となるため吏員を退職し、外国政府職員として引き続き昭和20年８月８日まで在職した者（前号に該当する者を除く。）　当該外国政府職員としての在職年月数

（３）　外国政府職員として昭和20年８月８日まで在職し吏員となつた者（前２号に該当する者を除く。）　当該外国政府職員としての在職年月数

（４）　外国政府職員を退職し、引き続き吏員となり昭和20年８月８日まで引き続き在職していた者　当該外国政府職員としての在職年月数

（５）　外国政府職員となるため吏員を退職し外国政府職員として引き続き在職した者又は外国政

府職員として引き続き在職しその後において吏員となつた者で、次に掲げる者のいずれかに該当するもの　当該外国政府職員としての在職年月数

ア　任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、外国政府又は日本政府がその運営に関与していた法人その他の団体の職員となるため外国政府職員を退職し、当該法人その他の団体の職員として昭和20年８月８日まで引き続き在職していた者

イ　外国政府職員としての職務に起因する負傷又は疾病のため、外国政府職員として引き続き昭和20年８月８日まで在職することができなかつた者

２　吏員としての在職年が12年に達していない吏員で前項第１号から第３号までの規定によりその在職年が12年に達することとなるもののうち、昭和45年11月30日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は同年12月１日から退隠料を受ける権利又は遺族扶助料を受ける権利若しくは資格を取得するものとする。

３　前項の規定は、恩給法の一部を改正する法律（昭和28年法律第155号。以下「法律第155号」という。）附則第24条の４第２項各号に掲げる者に相当する者については適用しない。

４　第１項の規定により新たに退隠料又は遺族扶助料を支給されることとなる者が、同一の吏員としての在職年（外国政府職員となる前の吏員としての在職年を除く。）に基づく退職給与金又は一時扶助料を受けた者である場合においては、当該退隠料又は遺族扶助料の年額は、当該退職給与金又は一時扶助料の額の15分の１に相当する額をその年額から控除した額

５　第１項第２号又は第５号に掲げる者（第５号に掲げる者にあつては、外国政府職員を退職した後吏員とならなかつた者に限る。）に係る退隠料の年額の基礎となる給料年額の計算については、吏員を退職した当時の給料年額が6,200円以上の者の場合を除き、吏員を退職した当時においてその当時受けていた給料年額とその額の1,000分の45に相当する額に外国政府職員としての在職期間の年数（年未満の端数は切り捨てる。）を乗じた額との合計額に相当する年額の給料を受けていたものとみなす。ただし、その合算額に相当する年額が6,200円を超えることとなる場合においては、6,200円を給料年額とみなす。

６　現役満期、召集解除及び解職等の事由により旧軍人を退職し外国政府職員となつた者で外国政府職員となるため公務員を退職した者と同視すべき事情にあるもの又は吏員を退職した後本市その他の官公署の要請に応じ外国政府職員となつた者は、第１項の規定の適用については、外国政府職員となるため公務員を退職した者とみなす。

７　第１項ただし書及び前項の規定により退隠料又は遺族扶助料を受ける権利を取得した者の退隠料又は遺族扶助料の支給については、昭和46年10月から始めるものとする。

８　第１項第５号及び第５項又は第６項の規定により退隠料又は遺族扶助料を受ける権利を取得した者の退隠料又は遺族扶助料の支給については、昭和49年９月分から始めるものとする。

（外国政府職員等の抑留期間等のある者の特例）

第12条の２　前条第２項及び第３項の規定は、法律第155号附則第42条の２の規定する外国政府職員について準用する。この場合において、前条第２項中「もののうち、昭和45年11月30日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は同年12月１日から」とあるのは「もの又はその遺族は昭和46年10月１日から」と読み替えるものとする。

（昭和20年８月８日前に外国政府職員等を退職し、引き続き吏員となつた者の特例）

第12条の３　附則第12条第２項から第６項までの規定は、吏員としての在職年が最短恩給年限に達していない吏員で附則第12条第１項第４号の規定により退隠料を受ける権利又は遺族扶助料を受ける権利若しくは資格を取得するものについて準用する。この場合において、附則第12条第２項中「昭和45年11月30日」とあるのは「昭和47年９月30日」と、「同年12月１日」とあるのは「昭和47年10月１日」と読み替えるものとする。

（外国特殊法人職員期間のある者の特例）

第13条　前３条の規定は、法律第155号附則第43条に規定する職員（以下「外国特殊法人職員」という。）として在職したことのある吏員について準用する。この場合において、これらの規定中「外国政府職員」とあるのは「外国特殊法人職員」と読み替えるものとする。

（外国特殊機関の職員期間のある者の特例）

第14条　附則第12条から附則第12条の３までの規定は、法律第155号附則第43条の２に規定する外国特殊機関の職員（以下「外国特殊機関職員」という。）として在職したことのある吏員について準用する。この場合において、附則第12条から附則第12条の３までの規定中「外国政府職員」とあるのは「外国特殊機関職員」と、附則第12条第２項中「もののうち、昭和45年11月30日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は同年12月１日から」とあるのは「もの又はその遺族は昭和48年10月１日（法律第155号附則第43条の２第２項後段に規定する職員にあつては、昭和51年７月１日）から」と読み替えるものとする。

（日本赤十字社救護員の期間のある者の特例）

第15条　旧日本赤十字社令（明治43年勅令第228号）の規定に基づき事変地又は戦地において旧陸軍又は海軍の戦時衛生勤務（以下「戦地勤務」という。）に服した日本赤十字社の救護員（法律第155号附則第41条の２第１項に規定する者に限る。以下「救護員」という。）であつた者で吏員となつたものの退隠料の基礎となるべき吏員としての在職年の計算については、戦地勤務に服した

月（吏員又は公務員を退職した月に戦地勤務に服した場合においては、その翌月）から戦地勤務に服さなくなつた月（戦地勤務に服さなくなつた月に吏員又は公務員になつた場合においては、その前月）までの救護員としての在職年月数を加えたものによる。

２　前項の事変地又は戦地の区域及びその区域が事変地又は戦地であつた期間は、恩給法の一部を改正する法律附則第41条の２の日本赤十字社の救護員の範囲等を定める政令（昭和41年政令第245号）第２条の規定する区域及び期間とする。

３　附則第12条第２項及び第３項の規定は、第１項の規定の適用により支給すべき退隠料又は遺族扶助料について準用する。

４　附則第12条第４項の規定は前３項の規定により支給すべき退隠料又は遺族扶助料の年額について準用する。この場合において、同項中「外国政府職員」とあるのは「日本赤十字社の救護員」と読み替えるものとする。

（日本赤十字社救護員の抑留期間等のある者の特例）

第16条　吏員の在職年に加えられることとされている救護員としての在職年月数を有する者のうち、救護員として昭和20年８月９日以後戦地勤務に服していた者で、当該戦地勤務に引き続き海外にあつたものの退隠料の基礎となるべき吏員としての在職年の計算については、当該戦地勤務に服さなくなつた日の属する月の翌月から帰国した日の属する月（同月において吏員又は公務員となつた場合においては、その前月）までの期間（未帰還者留守家族等援護法（昭和28年法律第176号）第２条に規定する未帰還者と認められる期間に限る。）の年月数を加えたものによる。

２　附則第12条第２項及び第３項の規定は、前項の規定の適用により支給すべき退隠料又は遺族扶助料について準用する。この場合において、附則第12条第２項中「もののうち、昭和45年11月30日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は同年12月１日」とあるのは「もの又はその遺族は、昭和52年８月１日」と読み替えるものとする。

３　附則第12条第４項の規定は、前２項の規定により支給すべき退隠料又は遺族扶助料の年額について準用する。この場合において、同項中「外国政府職員」とあるのは「日本赤十字社の救護員」と読み替えるものとする。

附　則（省略）

附　則（令和４年３月11日条例第１号）

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月11日条例第14号）

（施行期日）

１　この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（以下省略）

別表（附則第10条関係）

退隠料年額計算の基礎となつている給料年額	仮定給料年額
円	円
55,200	64,800
57,000	66,600
58,800	68,400
60,600	70,200
62,400	72,000
64,200	74,400
66,000	76,800
68,400	79,800
70,800	82,800
73,200	85,800
75,600	88,800
78,000	91,800
80,400	94,800
82,800	97,800
85,200	100,800
87,600	103,800
90,600	107,400
93,600	111,000
96,600	114,600
99,600	118,200
103,200	123,000
106,800	127,800
111,000	133,200

	115,200	138,600
	119,400	144,000
	123,600	149,400
	127,800	154,800
	132,000	160,800
	136,800	168,000
	141,600	175,200
	146,400	182,400
	151,200	189,600
	156,000	196,800
	162,000	205,200
	168,000	213,600
	174,000	222,000
	180,000	230,400
	186,000	240,000
	192,000	249,600
	199,200	259,200
	206,400	268,800
	213,600	279,600
	220,800	290,400
	228,000	301,200
	235,200	314,400
	244,800	327,600
	254,400	340,800
	264,000	354,000
	273,600	367,200
	283,200	382,800
	292,800	398,400
	302,400	414,000
	314,400	430,800

326,400	447,600
338,400	465,600
350,400	483,600
363,600	501,600
376,800	519,600
390,000	537,600
403,200	555,600
416,400	573,600
432,000	594,000
447,600	614,400
463,200	634,800
487,800	657,600
494,400	680,400
510,000	703,200
528,000	726,000
546,000	751,200
564,000	776,400
582,000	801,600
600,000	828,000

退隠料年額の計算の基礎となつている給料年額が、この表に記載された額に合しないものについては、その直近多額の給料年額に対応する仮定給料年額による。但し、退隠料年額の計算の基礎となつている給料年額が、55,200円未満の場合においてはその年額の1,000分の1,173倍に相当する金額（１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を、退隠料年額の計算の基礎となつている給料年額が600,000円をこえる場合においては、その給料年額の1,000分の1,380倍に相当する金額（１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を、それぞれ仮定給料年額とする。